

## ATCM42 における、南極におけるバイオプロスペクティングに関する議論

・オランダより、電子情報共有システム (EIES) に、「生物学的試料の採取及び、生息地以外での生物学的試料の収集に関する情報に関する報告の項目を追加し、南極条約地域で採取した生物学的試料に関するリスト及び生息地以外での生物学的試料の収集リストを含める」旨の提案が行われた。

・当初、アルゼンチン、フィンランド、ノルウェー等が支持を表明

・英国より、これまでの議論をみると、あまりに広範囲に意見が分かれており、現時点で蘭提案の決議案 (バイオプロスペクティングに関する EIES 通報の義務化) に合意することは困難、今後の進め方を考えたときには

① EIES へのバイオプロスペクティングの報告については任意とする、

② バイオプロスペクティングの範囲が広範であり、その名称の変更、定義の絞り込みを進めていく、

という2つのアプローチを取るしかないのではないかとの提起があった。これに対し、ロシアより、これを支持するとの発言があった。

続いて、SCAR より、これまでの ATCM から要請されてきたバイオプロスペクティングに関するレビューの状況について説明があり、現在関係データベース等への調査票発出を準備しているところで、その報告は来年になるとの報告があった。

ノルウェーより、上記の英国提案すなわち EIES 通報を任意とすることを支持するとした上で、SCAR の結論を待って来年、再度議論することがいいのではと発言があった。豪州、スペイン、アルゼンチンからも同様の発言があった。また、米国も英国を支持するとした上で、研究開発とバイオプロスペクティングの類型区分に懸念がある、これは、研究開発で有用物質や遺伝資源を発見したとして、それがバイオプロスペクティングとして EIES 通報していなかった場合はどうなるかという点であると発言があった。チリも、バイオプロスペクティングの範囲に懸念があり、現時点で通報を統制するのは不可能ではないかと発言があった。

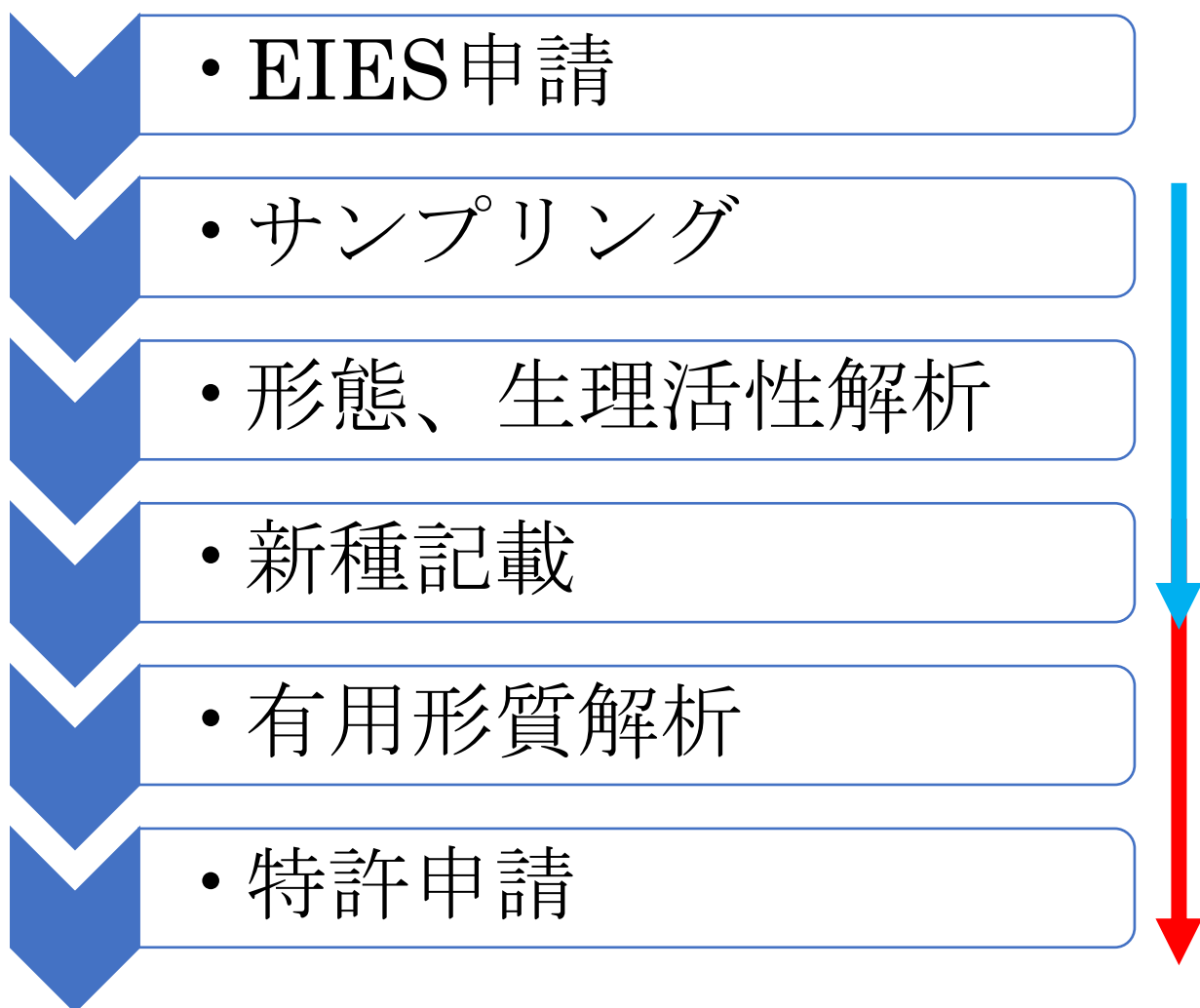
これらの発言にオランダが反発する形で「20年近くバイオプロスペクティングの定義、ターミノロジー、規制の議論は尽くしてきた。遺伝資源について名古屋議定書や BBNJ でカバーできないのは南極だけであり、これのための議論をしている。」と発言があった。

議長が、「オランダ提案の決議案に関し、EIES 通報を義務化しないとのコンセンサスはできたと考える。今後をどうしていくかを議論したい。」ととりまとめ、複数年作業計画のドラフティングを開始したいと述べた (この際、米国より、任意とすることによって何か達成できる成果があるというのか、米国としては任意とすることは支持できないとの発言があった。

結論として、

①2019/2020 会期間においては「非公式かつ任意の情報交換」及び「協議国に対し、SCAR の調査への対応の奨励」を盛り込むこととし、

②2020 年の ATCM においては「EIES の下での任意の情報交換の提案に関する第 4 2 回 ATCM の議論に立脚等しつつ、南極における生物学的材料の収集及び利用につき WG I で議論すること」及び「SCAR からの報告書の検討及びこのトピックに関する更なる議論」を盛り込むこととなった。



極地研の例

<<https://www.nipr.ac.jp/info/notice/20160316.html>>